

1. 会合名	「法定帳簿等に関するワーキング・グループ」(第15回)議事要旨
2. 日時	平成25年7月29日(月)午後1時00分～午後2時00分
3. 議案	<p>○銘柄後決め方式によるGC現先レポ取引(T+0)に係る法定帳簿の記載方法に関する検討について</p> <p>－国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループの検討状況－</p>
4. 主な内容	<p>議事に先立ち、事務局より、本ワーキング・グループ(以下「本WG」という。)の委員の紹介が行われた。</p> <p>○銘柄後決め方式によるGC現先レポ取引(T+0)に係る法定帳簿の記載方法に関する検討について</p> <p>－国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループの検討状況－</p> <p>「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(以下「T+1WG」という。)の吉田主査より、配付資料に基づき、同ワーキングの検討状況及び法定帳簿の記載内容等の検討概要について説明が行われ、大要、以下のような意見交換が行われた。なお主査より、同WGでは資金運用・調達目的で行われるGCレポ取引が実務的に国債を担保としていることから、資料中の「担保管理」は担保となる国債銘柄の割当管理を意味する旨の説明があった。</p> <p>(以下、□は本WG委員の発言、⇒はT+1WG委員等の発言)</p> <p>(主な意見)</p> <p>□ 国債の発行日入札前取引(When-issued取引)の場合、約定成立時点では銘柄や単価等が未確定であるため、銘柄等が判明した時点で契約締結時交付書面や法定帳簿等に銘柄や単価等を記載するといった取扱いが認められている。今回の後決め方式によるGCレポ取引では、約定時点の銘柄は「バスケット」とした上で、決済直前に個別銘柄を割当てるといった取扱いを検討しているが、CCPによる債務引受けが行われると、各取引がネットィングされるので、後から原契約に個別銘柄を割当てるのは難しくなると思う。また、相対で決済される取引についても、同様の取扱いとするのか。</p> <p>⇒ T+1WGでは、相対で決済される取引についてもCCPを利用する取引と同様の取扱いとする方向で検討している。しかし、異なる取扱いとする方向で検討することも可能と考えられることから、実務上、相対で決済される取引とCCPを利用する取引で取扱いを分けた方がよいかも含めてご検討をお願いしたい。</p> <p>□ 後決め方式によるGCレポ取引の法定帳簿上での記載方法について、約定成立時点における銘柄の記載を「バスケット」とする以外の方法は検討可能なのか。</p> <p>⇒ T+1WGにおける検討では、約定成立時点の銘柄の記載方法については、「バスケット」が認められないと、実務的に実現は厳しいと考えている。</p> <p>□ 個別銘柄が判明した後の振替口座簿上の記録はどのように行うのか。</p>

	<p>国債の決済は通常、DVPで行われるため、取引の相手方であれば、担保として受けた国債、証券会社であれば担保に出した国債についてそれぞれ必要な振替口座簿記載の記載を行うと考えられる。ただ、ネットィング等のプロセスを経ることにより、各取引の担保が約定と必ずしも一対一で紐付くわけではない。約定処理と決済は別の世界になるため、CCP側の問題というよりは、各市場参加者において整理すべきシステム上の問題があると思う。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関するお問い合わせ先	<p>自主規制企画部（03-3667-8470）</p>